

在宅福祉サービス

住宅改善費の助成 【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎） : 20 - 1369
健康福祉課（福岡健康福祉センター） : 64 - 1433

在宅の重度身体障害の方や重度知的障害の方が、住宅を改善するために必要な費用の一部を助成します。

対象者

次の（１）～（４）のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が 287,500 円以下の方

- （１）肢体不自由 1・2 級の方
- （２）視覚障害 1・2 級の方
- （３）内部障害で身体障害者福祉法の補装具として車椅子の交付を受けている方
- （４）療育手帳 A の方

助成限度額

- ・ 所得税非課税世帯 90 万円
- ・ 所得税課税世帯 60 万円（改善費用の 2 / 3）

ただし介護保険の適用を受ける場合は介護保険の住宅改修費（限度額 20 万円）の利用を優先します。また、日常生活用具の居宅生活動作補助用具の対象となる場合についても、そちらの利用を優先します。

申請に必要なもの

工事見積書や図面などが必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

（注）改善後の申請は不可。

聴覚障害者緊急通報サービス 【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎） : 20 - 1369

在宅の聴覚障害者の方にファクシミリで通報する緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に緊急通報サービスを提供します。

対象者

聴覚障害 2 級で単身在宅の方
聴覚障害 2 級の方のみの世帯

利用者負担額

3 0 0 円（月額）

市民税非課税の低所得世帯は半額、生活保護世帯は無料

駐車禁止区域における駐車 【窓口】高岡警察署 : 23 - 0110

歩行困難な身体障害者が運転する場合、または家族などの運転する車に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。

詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。